

熊谷市上下水道部水道課からのお知らせ！

直結増圧式給水の導入のお知らせ

熊谷市上下水道部水道課では、**令和2年4月1日から**、「熊谷市直結給水システム設計施工基準」を設けて、直結増圧式給水を導入ます。

直結増圧式給水を導入することにより、従来、受水槽を設ける必要のあった中高層建築物についても、直結給水で新鮮な水道水の安定供給が図られます。

直結増圧式給水とは？

直結増圧式給水は、道路に埋設される配水管から、水道メーターを経由した給水管に増圧ポンプを設け、直接中高層階の蛇口まで給水する方式です。

※建物規模は、10階建てまでで、50戸以下に適用します。

メリット

- 1 受水槽を経由しないため、新鮮な水道水を供給することができます。
- 2 受水槽方式に比べて、機器がコンパクトで省スペース化が図られます。
- 3 配水管の水圧を有効利用することから、電気消費量の低減が図られます。
- 4 受水槽などの管理、清掃費用が不要となります。

デメリット

- 1 貯留機能がないので、停電、災害、事故等により断水が発生する場合があります。
- 2 増圧ポンプ、減圧式逆流防止装置の年1回以上の定期点検が必要となります。
- 3 水の使用状況によっては、配水管の水圧低下等を招き、周辺の給水状況に影響を与える恐れがあります。

費用負担について

給水装置は給水方式に関係なく、工事費、保守点検などの費用は全てお客様のご負担となります。

※給水装置に係る工事は、熊谷市指定給水装置工事事業者を通じて、上下水道部水道課給水係にお申込みください。

施工基準について

当分の間、水道課給水係の窓口で配布いたします。

なお、施工基準の施行により、熊谷市給水装置工事施行要領 P10 (3)給水方式 「なお、熊谷市では直結増圧式給水は認めていない。」の文言を廃止いたします。

問い合わせ先

上下水道部水道課給水係

電話 048-520-4136

FAX 048-525-9975

〒360-0811 熊谷市原島1031番地